（記載上の注意）

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに資金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。

（別添３）

５．為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

（記載上の注意）

１．為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。

２．資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

（別添４）

６．犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

⑴　経営管理（管理体制）

⑵　取引時確認の措置

（記載上の注意）

１．「経営管理（管理体制）」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制（部署又は役職等）について記載すること。

２．「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第４条第１項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

４．「経営管理（管理体制）」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第32条第１項第１号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。